

統計改革推進会議

【目的】 政府全体におけるEBPM(証拠に基づく政策立案)の定着、国民のニーズへの対応等の統計行政部門を超えた見地から推進するため、関係閣僚等で構成する統計改革推進会議を設け、改革の大きな方向性を取りまとめるとともに、改革の進捗状況をチェックする。

政策、施策、事務事業の各段階におけるEBPMの新たな取組

政策

特定の行政分野の基本的方針

施策

「政策」を実現するための具体的な方策や対策

事務事業

「施策」を具体化するための個々の行政手段

経済財政
諮問会議
事務局

改革工程の進捗状況の定量的評価等による改革の進捗の点検・評価、政策効果の測定・分析の強化

総務省
行政評価局

○政策評価の仕組みを活用し、各省のEBPM推進状況(データ・所在情報の明記、データ分析の妥当性等)をチェック
○政策効果の把握・分析手法についての実証的共同研究→成果の横展開

行政改革
推進本部
事務局

レビューシートによるエビデンスの明確化(成果目標の根拠となる統計等の出典明記)等

各
府
省

統計改革推進会議最終取りまとめ（抄）
（平成 29 年 5 月 19 日統計改革推進会議決定）

1. E B P M推進体制の構築

（3）政策、施策、事務事業の各段階における取組

政策、施策、事務事業の各段階においてE B P Mを推進し、政策の評価を、政策改善と次なる政策立案につなげていく。このため、焦点を絞り、当面、本年度から順次、以下の取組によりE B P Mの実践を進める。その際、E B P M推進統括官は、これらの取組に係るE B P Mサイクルが円滑に実行されるよう指導等を行うものとする。

（ア）経済・財政再生計画の点検・評価における取組

（略）

（イ）政策評価における取組

総務省は、統計等データ利活用の推進及び統計等データの評価書等への明記を、政策評価各府省連絡会議等を通じて改めて徹底する。また、統計等データの利活用状況、分析の妥当性等について、各府省から提出された評価書をチェックするとともに、必要に応じ、具体的改善策を提示する。加えて、E B P Mのリーディングケースの提示を目指し、総務省、関係府省及び学識経験者による政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究を行う。

（ウ）行政事業レビューにおける取組

（略）

経済財政運営と改革の基本方針 2017 について（抄）
（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）

第 2 章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

5. 安全で安心な暮らしと経済社会の基盤確保

（6）統計改革の推進

「統計改革推進会議最終取りまとめ」等に基づき、証拠に基づく政策立案（E B P M）と統計の改革を車の両輪として、一体的に推進する。

E B P M推進の要となる機能を整備するとともに、政策、施策、事務事業の各段階のレビュー機能における取組を通じてE B P Mの実践を進め、E B P M推進体制を構築する。（以下、略）